

高齢者など、除雪費でお困りの方の費用の一部を助成します！！

単身高齢者世帯等 除雪支援金交付事業

自力で除雪ができない高齢者世帯等を対象に、近隣の方や業者等へ有償で除雪を依頼した場合、除雪支援金を交付します。

対象となる方

下記の(1)～(3)すべてに該当する世帯

(1) 高島町に住所を有すること

(2) 次のいずれかに該当する世帯

① 満65歳以上の者のみで構成される世帯

② 身体障がい者のみで構成される世帯

③ 身体障がい者及び満65歳以上の者で構成される世帯

(3) 前年の収入が下記に該当する場合

1人世帯：120万円以内 2人世帯：180万円

3人以上世帯：180万円に3人目以降1人60万円を加算した金額以内



以下の世帯は対象になりません。

- 生活保護を受けている世帯
- 二親等以内の親族(きょうだい、子、孫)からの援助を受けることができる世帯
- 住民票上は別世帯でも、同居または同じ敷地内に住んでいる世帯
- 冬期間入院や施設入所、別世帯での同居など、世帯員全員が留守になる世帯(入退院をしても、自宅で生活している間にかかった経費は対象となります。)

支援金額と手続き

① 屋根の雪下ろし、屋根からの落雪の除雪 上限：33,000円

② 玄関から公道までの間口除雪 上限：12,000円

①と②

あわせた場合

上限額 40,000円

※空家や、住居以外(物置小屋、車庫、農作業場等)の除雪にかかる費用は対象外です。

時 期	手 続 き	持 ち 物
12月～	希望者は、福祉課に「課税台帳閲覧承諾書・世帯収入状況確認表」を提出する。	☐ 印鑑 ☐ 前年収入が分かるもの
提出後 1週間程度	福祉課から、対象の可否の通知が届く。 対象者には、申請書類一式も同封される。	
～3月6日	福祉課に、申請書類一式を提出する。(ひと冬で除雪にかかった金額をまとめて報告する) ※請求書を添付して申請する場合は、4月中旬までに領収書の写しを提出してください。	☐ 申請書 ☐ 明細書 ☐ 領収書または請求書の写し ☐ 振込口座が分かるもの
3月末	福祉課から決定通知が届き支援金が振り込まれる。	

申 請 締 切：令和8年 **3月6日(金)**

お問い合わせ：高島町福祉課 高齢者支援係

☎0238-52-4478